

別表A4 勘定科目参考事項

- 1 税等未収金と未収金との区別については、貸方の相手科目が、①NWM上の「財源の調達」に該当する場合、税等未収金として計上し、②PL上の「経常収益」に該当する場合、未収金として計上することとする。
- 2 金融資産の貸借対照表計上額については、研究会報告書第98～116段落に従って算定することとする。
なお、基金に非金融資産（土地、建物等）が含まれるときは、原則として、それぞれの非金融資産の評価方法に従って再評価を行うものとする。
- 3 事業用資産とインフラ資産の区別については、《別表B1 事業用資産とインフラ資産の区分表》に従うこととする。
かかる区分の基本的考え方としては、公会計固有の「資産」の定義に即して、①当該資産から将来的な経済的便益（キャッシュ・イン・フロー）が発生すると見込まれる場合、事業用資産として整理し、②当該資産から将来的な経済的便益（キャッシュ・イン・フロー）が発生するとは見込まれないものの、サービス提供能力を有するといえる場合、インフラ資産として整理することとしている。
但し、《別表B1 事業用資産とインフラ資産の区分表》においては、原則として上記のような基本的考え方を踏まえつつも、地方公共団体における現実の財産管理上の権限と責任の配分等をも勘案し、事業用資産とインフラ資産の区別に一定の修正を加えたものとしているので、留意されたい。
- 4 無形固定資産のうち、電話加入権の帳簿価格については、研究会報告書第127段落において「取得原価で計上する」と規定しているが、その後の独立行政法人等における実務上の取扱いの変更に鑑み、今後は備忘価額1円で計上することとする。

5 引当金の貸借対照表計上額は、研究会報告書第106段落(貸倒引当金)、第138段落(賞与引当金)、第145段落(退職給付引当金)に従い、原則として以下によって算定する。

(1) 貸倒引当金

税等未収金、未収金、貸付金、その他の債権については、貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上する。

①原則:個々の債権の事情に応じた合理的な基準により貸倒見積高を算定する。金融商品に係る会計基準における貸倒懸念債権または破産更生債権等の区分に該当する債権については、必ず個々の債権の事情に応じた合理的な基準により貸倒見積高を算定しなければならない。

②例外:合理的な基準によることが困難な特別の事情がある場合、過去3年間の実績に基づいて貸倒見積高を算定することができる。金融商品に係る会計基準における一般債権の区分に該当する債権については、下記の計算方法に従い、過去3年間の平均不納欠損率をもって貸倒見積高を算定することができる。

不納欠損率の算定

年	不納欠損決定 前年度末債権	不納欠損決定額	不納欠損率
2年前	A2	B2	$C2=B2/A2$
1年前	A1	B1	$C1=B1/A1$
当年度	A0	B0	$C0=B0/A0$
平均	$C=(C0+C1+C2)/3$		

(2) 賞与引当金

賞与引当金の貸借対照表計上額は、在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額Aのうち、前年度支給対象期間X(対象期間開始日～3月31日まで)／全支給対象期間Y(6ヶ月)の割合を乗じた額を計上する。

$$\text{賞与引当金計上額} = A * X / Y$$

(3) 退職給付引当金

① 退職給付引当金については、本来、退職給付に係る会計基準を適用すべきものであるが、当分の間、期末要支給額方式による簡便法により、算定することができる。

具体的には、勤続年数ごとに(職員数×平均俸給月額×退職手当の支給率)を算定し、それを合算したものを退職給付引当金として計上する。

② なお、平成18年度から27年度までの特例期間に認められる退職手当の調整額については、下記の簡便法により算定することができる。

A) 前年度末日における職員全員(前年度末日に退職した職員を除き、各団体において普通会計がその退職手当を負担することとしている職員に限る)について、各団体の条例等において定められた調整額に係る職員の区分別・勤続年数別に把握する。

- B) 次のイ及びロに掲げる額を合計した額を、簡便的に「調整額」に係る退職手当引当金計上額とする。
- イ 勤続年数が25年以上の職員にあつては、該当区分の調整月額と当該区分より1号低い区分の調整月額にそれぞれ30を乗じて得た額の合算額
 - ロ 勤続年数が10年以上24年以下の職員（調整額を支給しない職員区分に該当する職員を除く）にあつては、該当区分の調整月額の半額と当該区分より1号低い区分の調整月額の半額にそれぞれ30を乗じて得た額の合算額
- C) 但し、区分ごとの調整月額については、職務の級等を考慮して、各団体の人事委員会規則において定められるものである。